

議案第 35 号	専決処分の承認を求めることについて（和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
担 当	健康保険医療課
<p><b>【目的】</b></p> <p>地方税法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第132号）の施行等に伴い、低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の基準額を令和5年4月1日から引き上げるため、令和5年3月31日に地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので同条第3項の規定によりその承認を求めるものです。</p> <p><b>【内容】</b></p> <p>1 主な改正内容</p> <p>保険税減額措置の拡充（第21条関係）</p> <p>保険税の軽減判定所得の基準額を引き上げ、対象を拡大します。</p> <p>(1) 5割軽減の拡大</p> <p>(改正前)</p> <p>基準額 43万円 + <u>28万5千円</u> × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等数 - 1)</p> <p>(改正後)</p> <p>基準額 43万円 + <u>29万円</u> × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等数 - 1)</p> <p>(2) 2割軽減の拡大</p> <p>(改正前)</p> <p>基準額 43万円 + <u>52万円</u> × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等数 - 1)</p> <p>(改正後)</p> <p>基準額 43万円 + <u>53万5千円</u> × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等数 - 1)</p> <p>2 施行期日</p> <p>令和5年4月1日から施行します。</p> <p><b>【説明】</b></p> <p>今回の改正は、令和5年3月31日に公布された地方税法施行令の一部を改正する政令により国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得の基準額の引き上げが同年4月1日から施行されることから、市としては、和光市国民健康保険税条例の関係条項を緊急に改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したものです。</p>	